

契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円) (落札金額)(円)	落札率 (%)	公益法人の場合			再就職の 役員の数 (人)	調達機 関番号	所在地 番号	品目分 類番号	公告を行った日	備 考
								公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数						
医薬品の購入	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年6月30日	株式会社 メディセオ 東京都中央区八重洲2-7-15	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	10,073,807	-			-						単備契約
医薬品の購入	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年6月30日	株式会社 バイタルネット 宮城県仙台市青葉区大手町1-1	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	3,416,991	-			-						単備契約
医薬品の購入	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年6月30日	酒井薬品 株式会社 東京都三鷹市野崎1-11-22	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	1,150,335	-			-						単備契約
脊椎外科用手術フレームの購入	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年7月7日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	-	1,275,692	-			-						
オーダリングシステム再リース契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年8月11日	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区神田小川町1-5-1	費用対効果を検証の結果、機器の更新よりも安価な再リースとすることにより、履行可能な業者が現行業者に限られるため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	13,200,000	-			-						
センチュリオン Ozilハンドピースの購入	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年8月24日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	-	1,402,500	-			-						
ボイラー第一種圧力容器定期検査準備工事	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年8月25日	株式会社 呉ボイラーサービス 埼玉県さいたま市桜区久保領家478-2	予定価格が250万円を超えない工事のため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	-	1,430,000	-			-						
顕微鏡用デジタルカメラDS-Ri2計測セットの購入	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月1日	株式会社 三啓 東京都江東区新砂1-6-35	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	-	1,595,000	-			-						
輸液ポンプ(10台)の調達	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月1日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	2,266,000	-			-						
セントラルモニター式の調達	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月1日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	3,218,600	-			-						
胆道鏡下結石粉碎システム(中古品)の購入	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月27日	株式会社 栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	-	1,497,760	-			-						
病院情報システムサポートサービス契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年9月30日	日本電気 株式会社 関東甲信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10-17	パッケージソフトウェア等、製造者による固有の仕組み(著作権)が備わっているシステムであり、他の業者に保守・修理を行わせると安定的な稼働が担保されないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	34,118,700	-			-						6ヶ月契約
「今日の臨床サポート」イントラネット版の更新	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年11月8日	エルゼビア・ジャパン 株式会社 東京都港区東麻布1-9-15 東麻布1丁目ビル3階	当該製品を日本国内で販売する唯一の業者であり、かつ予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第4項及び5項に該当	-	1,013,430	-			-						
法律顧問契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和3年11月30日	仁邦法律事務所 東京都港区麻布台1-11-9 BPRプレイス神谷3階B	高度な知識・経験など、いわば知的財産の観点からの選考が必要であり、競争契約には馴染まないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	1,584,000	-			-						